



## 育児休業について

最近「イクメン」という言葉をよく耳にします。ご存じのとおり、育児を楽しむ男性、育児を積極的に行う男性のことです。それだけ、育児に関心を持つ男性が増えてきたということでしょうか。

しかし、現実には日本で育児休業を取得する男性は 2011 年に 2.63%と過去最高の取得率になったものの、特に欧米諸国に比べるとまだ低位にあります。

### ＜日本における育児休業取得率の推移＞

年度	女性	男性
2004	70.6%	0.56%
2007	89.7%	1.56%
2011	87.8%	2.63%

### ■ “イクメンプロジェクト” の創設

このような状況を踏まえ、2010 年に厚生労働省の旗振りによって“イクメンプロジェクト”が創設されました。 ※ホームページ <http://ikumen-project.jp/>

プロジェクトの目的は、働く男性が育児をより積極的にすることや育児休業を取得することができるよう社会の気運を高めるというもので、男性の子育て参加や育児休業取得を政府が家族・会社・社会に積極的に働き掛けていこうというものです。

このサイトでは、寄せられた体験談の中から選ばれた「イクメンの星」の体験談や過去に各地で開催されたイクメンシンポジウムの内容が紹介されています。興味のある方はぜひご覧ください。

### ■改正育児・介護休業法の全面施行

一方、制度面からの支援として 2009 年に育児・介護休業法が改正され、2012 年 7 月から従業員 100 人未満の企業にも適用されることになりました。特に、育児休業に関する主な改正ポイントについて解説します。

一点目は、短時間勤務制度です。事業主は、3 歳に満たない子を養育する男女従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。パートタイマーや派遣社員の方であっても、今の職場で 1 年以上働いている、さらに赤ちゃんが 1 歳の誕生日以降も雇用が見込まれるという場合には、取得することが可能です。

二点目は、所定外労働の制限です。3 歳に満たない子を養育する男女従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

三点目は、パパ・ママ育休プラスです。父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長されます。ただし、父母1人ずつが取得できる休業期間の上限は、現行と同様1年間です。

四点目は、子の看護休暇の拡充です。小学校就学前の子が1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日まで看護休暇を取得することができます。

五点目は、父親の育児休業取得に関する特例です。改正前は、育児休業は一度取得して終了させると、配偶者の死亡等の特別な事情がない限り、同じ子の育児のために再度の取得はできませんでした。それが、改正によって、配偶者の出産後8週間以内の期間内に最初の育児休業を取得したときは、父親は特別に理由がなくても、改めて育児休業を取得できるようになりました。

#### ■育児休業に関するQ&Aについて

最後に、育児休業の内容について、Q&A形式で補足します。

Q 会社に育児休業に関する制度はないのですが、取得することは可能ですか？

A 育児休業は法律に基づき労働者が請求できる権利です。会社に規定がない場合でも、申出により育児休業を取得することができます。

Q 妻が専業主婦の場合でも取得することは可能ですか？

A 配偶者が専業主婦（夫）等である場合にも、育児休業を取得することができます。

Q 育児休業は子どもが何歳まで取ることができますか？

A 育児休業をすることができるのは、子が1歳に達する日（誕生日の前日）までの間で労働者が申し出た期間です。なお、保育園に入所を希望しているが入所できない等一定の事情がある場合は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

Q 育児・介護休業中の給与などは一般的にどのようになるのですか？

A 休業中の賃金は、労使の取り決めによります。休業期間中賃金が支払われない又は一定以上減額される場合には、雇用保険から最高で月額賃金の50%相当額が支給される「育児休業給付金」があります（詳しくはハローワークまで）。また、育児休業期間中は、社会保険料（健康保険、厚生年金保険）が本人負担、事業主負担とも免除されます（詳しくは社会保険事務所、健康保険組合又は厚生年金基金まで）。

Q 取得の手続きはどれくらい前から始めればよいのですか？

A 希望する日から育児休業を取得するためには、休業開始予定日から1か月前までに原則として書面（事業主が認める場合にはFAXや電子メールによることも可能）。で申し出ることが必要です。職場の理解を得るためには、なるべく早い時期から取得に向けて上司や人事労務担当者に相談するなど、手続きを始めることが望まれます。